

■■■■■  
自民  
前原委員長

■■■■■  
公明  
前原委員長

■■■■■  
新風  
前原委員長

■■■■■  
共産  
前原委員長

前原委員長

■■■■■。

従来どおりでよいと考え、反対する。

■■■■■。

前回と同様、反対する。

■■■■■。

前は反対としたが、今回は陳情についても審議をするということについて前向きに考えたく、賛成する。

提出会派である、■■■■■。

我が会派としては、地方自治法の改正に伴い、陳情も請願と同様に扱うべきだという問題提起であったが、このことについても様々な意見があるかと思う。我が会派としては賛成であるが、他会派の意見も参考になった。

この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一致は難しいものと考えます。

この件については、「意見の一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(7) 議会報の発行」につきましては、■■■■■から提案されたものでございますが、前回の協議では、■■■■■からは、「情報の即時性という観点から考えると、書面よりもホームページを充実させていくことが重要であり、従来どおりでよいと考える。我が会派は18人の議員のほとんどが自分の新聞を作成したり、どんなことを審議したか自分のホームページから発信している。また、駅に立ち、自分で作成した議員活動報告、議会報告等をタイムリーに配ることを日課としている議員もいる。このように、各議員の活動のほうは議会報で報告するよりも早さだけを考えれば有効だと考え、我が会派は従来どおりでよいと考え、議会報の発行には、反対する。」との意見、■■■■■からは、『広報かわぐち』においても議会の翌月には紹介されている。また、議員は政務活動費をいただいているので、その中から各議員が広報紙等を発信していくことがふさわしいと考え、反対する。」との意見、■■■■■からは、「賛成する」との意見があり、提出会派である■■■■■からは、「反対意見として、1つは『広報かわぐち』で報告をしているということだが、『広報かわぐ

ち』に書いてあるのは、何が決まりましたという内容である。ここで言う議会報というのは、議会でどのような議論があり、どのように決まったかという中身も含めた報告が必要ではないかということで提案しているものであり、『広報かわぐち』だけでは足りないという認識である。2点目として、議員個人で報告会をしている、もしくは議会報告を書いているということであるが、やはり議員個人の報告ではなく、議会としての報告も出す必要がある。議会報の中で、どのような協議、審査があり、何がどう決まったのかということを一瞥して分かるようにすることが、議会の透明性の確保にもつながり、また、議会に対する信頼を高めることにつながると我が会派は考えている。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■

■  
自民

前回の発言の繰り返しになるが、まず議会報を発行する場合、最低限どういう議論があつて、どういう結果になったのかを報告しなくてはならない。その際には、どの議員がどの議案に賛成し、反対したのか、人事議案も含めてすべて賛否を明らかにする必要がある。現時点で■は人事議案の賛否の公表に反対しており、そういう議会報であれば必要性は感じない。

また、議会改革推進委員会を今日まで15回積み重ねてきたが、各会派の言い分がまとまる場所はまとまるが、まとまらないところはまとまらない。おそらく議会報を作ろうと各会派の代表者が集まってきたとしても、書き方がまとまらない間に次の議会が始まってしまうのではないかと考える。

前回も我が会派の議員の話をしたが、閉会日の翌日には駅に立ち、定例会の報告をしている。我が会派は、市内全域にいる市民の皆さんから選んでいただいた18人で連携を取りながら、タイムリーにいち早く報告を出すことが議会報告だと考えていることから、この件についてはホームページを充実させていけば広報紙は発行しなくてもよいという立場で、反対する。

前原委員長

■

■  
公明

前回同様、反対する。

政務活動費をいただいており、その中に広報費も含まれていることから、その中で各議員がチラシを出していくことが大事である。仮に議会報を発行するときには、相当な内容の吟味、また広報委員会等の議員活動以外の部分で大変な時間と労力がかかることが予想される。これは議員の発信力の部分であることから議員各自の努力で進めていくべきである。

前原委員長

■

■  
共産

議会報を出すことによって、改めて二元代表制としての議会はどうあるべきかという意識も生まれるのではないかと。意見が一致しないこともあるが、議会報を作る中で、本来意見が一致していなかったことでも、普段の議会で議論がされる

ようになったり、また、議会報を出す際にここは共通点だと議会として発信することによって個々の議員も訓練されていくと考える。そういう意味では、議会報の発行が議会のあり方を変えていくという可能性も考え、賛成する。

また、ホームページのこともふれられていたが、全市民のインターネット環境が整っている状況であれば、市の広報もホームページのみでよいということになるが、実際にはホームページと紙の広報の両方があり、議会報についても紙の報告が出されて然るべきだと考える。

前原委員長

提出会派である、XXXXXXXXXX。

XXXXXXXXXX  
新岡

各議員、各会派がそれぞれ報告すれば足りるのではないかという意見があるが、各議員の報告と議会としての報告は大きく違うものだという認識を持っており、議会からの報告が重要であると我が会派は考えている。

また、タイムリーな発行が難しいのではないかと、もしくは負担が増えるという意見があったが、埼玉県内では2、3つの自治体を除き、すべての自治体で出しているということに鑑みれば、川口市議会でも取り組むという意味さえあれば、取り組めると考える。

前原委員長

この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一致は難しいものと考えます。

この件については、「意見の一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

前原委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(8) 議会傍聴者にも出席議員と同程度の資料提供を行う」につきましては、XXXXXXXXXXから提案されたものでございますが、前回の協議ではXXXXXXXXXXからは、「当日渡されても、すぐに内容を理解するというのは不可能である。また、特別委員会などは、まだ公表する段階に至っていない内容も協議をするわけであり、資料を提供することには賛成いたしかねるので、反対する。」との意見、XXXXXXXXXXからは、「我々議員というのは市民から負託を得て、代表として議会に出ている。様々な準備をし、議会に臨むわけであり、従来どおりでよいと考え、反対する。」との意見、XXXXXXXXXXからは、「まったく同じとは書いておらず、資料を提供するという主旨には賛成する。」との意見、提出会派であるXXXXXXXXXXからは、「複雑なことも議論する中で、手持ちの資料がないとほとんど理解ができないということもある。当日渡しても理解できないという意見があったが、渡さなければより理解し難いということになり、せっかく足を運んで下さる方に対して資料提供を行うことは必要であり、再度検討願いたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

自民

前原委員長

公明  
前原委員長

共産

前原委員長

前原委員長

前原委員長

。

議案は川口市のホームページや1階の市政情報コーナーでも閲覧できることから、我が会派は従来どおりでよいと考え、反対する。

。

従来どおりでよいと考え、反対する。

。

本日も議論していることが実際にどこまで傍聴の皆さんに伝わっているのだろうかと考えてしまう。やはり足を運んでいただいたときに、市民と議会の乖離を埋めるためにも資料は当然あったほうがよいと考え、賛成する。

提出会派である、。

傍聴に来てくださっている方に、どれだけ私たちの発言内容を理解していただけるかどうかは議会制民主主義の根幹にもかかわってくる問題だと考える。

この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一致は難しいものと考えます。

この件については、「意見の一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(9)市議会ホームページにおいて各議員の採決状況を公表する(人事案件を除く)」につきましては、から提案されたものでございますが、前回の協議ではからは、「人事議案を除くということであれば、反対する。例えば、先のマスクング廃止の提案では、すべてを開示することが原則だと発言している。すべてを開示するのであれば、人事議案の賛否も公表すべきである。そうであれば賛成するが、なぜ人事議案だけを除くのか。マスクング廃止のところではすべてを開示しろと言っておきながら、この提案ではすべてを開示せず一部を隠せということで、全くよく分からない提案をされており、反対である。」との意見、からは、「整合性がなく、反対する。」との意見、からは、「これまで慣習的にそうしてきたことにも理由があると考えられ、例外もあり得るということで、原則公表することに賛成する。」との意見、提出会派であるからは、「我が会派の提案の中で矛盾があるとは考えていない。人事議案については、様々な人間関係の問題が発

生する可能性が否定できないことから除いている。人事案件については、そういった理由で記名投票をしていないということを公表すればよく、原則として採決状況を公表することは必要である。これは、有権者に対する義務だと我が会派は考えている。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

前回と同様の発言となるが、人事議案を除くということであれば反対する。すべてを公表するのであれば反対する理由はない。

自民

前原委員長

公明

前原委員長

共産

前原委員長

新風

前原委員長

。

前回同様、整合性がない見解であることから反対する。

本来、市民から負託をうけた議員として、すべての議案に対して賛否を公表することは使命だと考える。

。

前回同様、賛成する。

提出会派である、。

原則は、議会がどのように考え、どのような行動をしたかということが有権者に明らかになるということが一番重要である。ただ例外として、人事案件については様々な人間関係の問題が残ってしまう懸念があることから除いている。そこに矛盾があるとは考えていない。

ひとつの考え方だが、この件について各会派から賛成をいただき、採決状況を公表することに問題がまったくないということを実証してから、人事案件についても公表するかを考えることができる。人事案件を除くとなっているから反対ということは、市民に公表すべきであるという議会制民主主義の考え方とは少し違うと考える。

この件につきましては、これまで検討を重ねて参りましたが、各会派でご意見が異なり、意見の一致は難しいものと考えます。

この件については、「意見の一致に至らず」と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

前原委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(14)市議会ホームページの充実」は、。

から提案されたもので、その内容は、①として、委員会視察報告を市議会ホームページに掲載する、②として、カレンダー情報の更新、③として、政務活動費の公開の3点であります。前回の協議では、[ ]からは「①については、委員長名の報告書をそのまま、ホームページに掲載するとのことであり、我が会派としては今までと同様、現状のままでよいと考え、反対する。②については、議会の公式行事については、実施後であってもかまわないのですべてカレンダーに書き込むべきという説明があった。こちらについても今までと同様、現状のままでよいと考え、反対する。③については、補足説明等含めて再度持ち帰り、会派内で協議をした。以前よりまとまってきたものの、ひとつの意見に集約するのにもう少々時間をいただきたい。」との意見、[ ]からは、「①に関しては、前回同様、視察の日程、内容までであれば公開してもよいと考える。報告となると様々な負担が生じると考える。②に関しては、従来どおりでよいと考え、反対する。③は、政務活動費をどこまで公開するかということがある。従来どおりでよいと考え、反対する。」との意見、[ ]からは、「①、②、③について賛成する。」との意見、提出会派である[ ]からは、「引き続き、検討を願いたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[ ]。

①、②については、現状のままでよいと考え、反対する。

③については、以前より意見はまとまってはきているが、本日までには我が会派の意見として一本化できなかった。お詫びし、もう少々時間をいただきたい。

[ ]。

①については、視察の日程、内容までであれば公開してもよいと考える。

②、③については前回同様、反対する。

[ ]。

すべて公務にかかわるものであり、賛成する。

提出会派である、[ ]。

そもそも議会が何のためにあり、何のために活動しているのか。市民のためであり、有権者のためであるということを考えれば、なぜこのような件がまとまらないのか理解に苦しむところである。

この件につきましては、各会派のご意見がそれぞれあり、意見の一致は難しいものと考えます。

任期中の会議の回数に限られてきていることから、意見の一致に至らずと決定

[ ]  
自民

前原委員長

[ ]  
公明

前原委員長

[ ]  
共産

前原委員長

[ ]  
新国

前原委員長

したいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

前原委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(16) インターネット議会中継への手話通訳導入について」は、                    から提案されたものでございますが、前回の協議では、                    からは、「平成29年6月議会で川口市手話言語条例が全会一致で可決していることから、賛成する。」との意見、                    からは「賛成する。」との意見、                    からは「我が会派としては、川口市手話言語条例を可決しているということもあり、手話の重要性について深く認識をしているところである。しかしながら、手話通訳を実際に実施するといった場合に、手話通訳者への財政的な負担等が様々あることから、議会中継ですべて実現するかということに関しては、手話通訳の重要性とかかる費用を比較考量したうえで結論を出すべきと考える。検討することについては賛成するが、すぐさま手話通訳を導入することに関しては留保する。」との意見、提出会派である                    からは、「例えば、ライブ中継であれば、手話通訳者が映像を見ながら通訳し、それをそのまま配信するということになる。そのためには、控室のような部屋と機材が必要になってくる。一方で、まずは録画中継に限るという方法もある。ライブ中継と録画中継があるが、録画中継はライブ中継よりコストはかからないのではないかと我が会派では考えている。川口市手話言語条例を作成するにあたり、手話サークルの人たちとも話したが、手話通訳者が足りないというのが現状である。ライブ中継をするとすると、相当な手話通訳者の労力、予算等もかかってくるかと思う。様々な方法といっても極論をいえばライブ中継と録画中継の2つの方法だと我が会派は考えているが、いくつかのパターンと概算見積りを事務局にお願いしたい。」との意見がありました。

このことにつきまして、まず事務局から説明願います。

議事課長

それでは、インターネット中継における手話通訳導入についてを説明させていただきます。

お手元に「インターネット中継におけるライブ・録画映像への手話対応等について」の資料を配付してございますので、ご確認いただきたいと思います。

まず、インターネット中継に手話通訳の映像を差込む場合についてです。

ライブ映像への挿入については初期投資として議場システムの改修に2,732,400円、1年間にかかる経費として手話通訳者の手配等に8,265,000円と試算しております。

また録画映像に差込む場合の経費についてですが、1年間にかかる経費として、手話動画のワイプ処理及び手話通訳者の手配等により8,295,320円と試算しております。

この内、初期投資としてデジタルカメラや三脚等の備品購入等が必要となり、この経費として572,000円を見込んでおります。